

様式第 1 号

令和 年度障害者雇用促進企業登録申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者	整 理 番 号	
	住 所	〒
	商 号 又 は 名 称	
	氏名(代表者の氏名)	
	電 話 番 号	

物品調達等の発注における障害者雇用促進企業等に対する優遇措置の実施に関する要綱第 4 条の規定により障害者雇用促進企業の登録を申請します。

なお、この申請書及び添付資料のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1 業種	
2 指名・選定を希望する営業品目	
<input type="checkbox"/> 事務用機器類 <input type="checkbox"/> 事務用品類 <input type="checkbox"/> フォーム印刷 <input type="checkbox"/> その他印刷類	
3 申請者に係る常用雇用労働者の数	人
4 県内事業所における障害者雇用状況	
(1) 常用雇用労働者の数	人
(2) 算定基礎となる労働者数	人
(3) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である常用労働者の数	人
(4) 障害者雇用率	%

【本件担当者】

所属		担当者名	
電話		FAX	
e-mail			

- 注1 申請者の整理番号欄には、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（以下「要綱」という。）による資格審査通知書に記載された整理番号を記入してください。また、住所及び氏名は、要綱による競争入札参加資格審査申請書の申請者欄に記載した内容で記入してください。
- 2 業種は、日本標準産業分類による業種を記載してください。
- 3 指名・選定を希望する営業品目欄は、希望する口に☑を記載してください。（入札参加資格を有する営業品目に限る。複数選択可。）
- 4 申請者に係る常用雇用労働者の数は、県外事業所も含め、申請者たる事業主が雇用する全従業員数（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条の規定により算定した労働者の総数）を記載してください。
- 5 障害者雇用の状況は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条に準じ、県内事業所に関して記載してください。
- 6 障害者雇用率は、小数点以下2桁を四捨五入して、小数点以下1桁まで記載してください。
- 7 様式第2号を添付してください。

様式第2号

障害者雇用状況計算書

年月日現在

区 分	全体計	県内事業所別の内訳				
① 事業所の名称						
② 事業の内容						
③ 常用雇用労働者の数	人	人	人	人	人	人
④ 1-除外率						
⑤ 算定基礎となる労働者数 (③×④、端数切捨て)	人	人	人	人	人	人
⑥ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数						
ア 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人
イ 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人	人	人	人	人	人
ウ 重度身体障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人
エ 重度身体障害者以外の身体障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人
オ 身体障害者の数 (ア)×2+(イ)+(ウ)+(エ)×0.5))	人	人	人	人	人	人
カ 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人
キ 重度知的障害者以外 の知的障害者の数	人	人	人	人	人	人
ク 重度知的障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人
ケ 重度知的障害者以外の知的障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人
コ 知的障害者の数 (カ)×2+(キ)+(ク)+(ケ)×0.5))	人	人	人	人	人	人
サ 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人
シ 雇入又は手帳取得から3年以内の 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人
ス シに該当しない精神障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人
セ 精神障害者の数 (サ)+(シ)+(ス)×0.5))	人	人	人	人	人	人
⑥ 計 (⑥のオ+⑥のコ+⑥のセ)	人	人	人	人	人	人
⑧ 雇用率 (⑦/⑤×100)	%					

注1 常用雇用労働者の数等については、1月1日から3月31日までの申請又は報告にあつては1月1日現在、4月1日から6月30日までの申請又は報告にあつては4月1日現在、7月1日から9月30日までの申請又は報告にあつては7月1日現在、10月1日から12月31日までの申請又は報告にあつては10月1日現在の人数を記載してください。

2 事業所とは、本店と地理的に独立した場所にあり、継続して事業を営むものをいいます。なお、本店も1事業所としてください。

3 事業の内容は、事業所毎の主たる事業内容を記載してください。